

もくじ

特集：日本の名勝

■てい談

名勝の保存と新しい時代の活用

〔吉川 需／井手久登／安原啓示（司会）〕 4

名勝庭園の伝統美の今日性 龍居竹之介 11

名勝と名所—若干の検討課題— 加藤 允彦 13

我が県の文化行政——④⑥

国際文化観光・

平和県をめざして 奈良県 15

架けよう—文化の橋・交流の橋

—第5回国民文化祭・愛媛90を開催— 19

- ・文化振興会議開催される
—地域文化振興の新しい指針を求めて— 22
- ・日本芸術院新会員の紹介 24
- ・平成2年度（第45回）芸術祭賞決まる 25
- ・史跡の新指定 26

展覧会紹介

- 院政期の仏像—定朝から運慶へ— 28
- 小磯良平遺作展 28
- ドイツの素描 29
ワイーン・アルベルティナー版画素描館所蔵

- ・「美をもとめて」
放送予定 ……27
- ・文化庁行事報告・
予定 ……29
- ・芸術文化振興基金
ニュース ……30
- ・国立劇場ニュース ……31

表紙写真

名勝指定地 三景

- (上)栗林公園（香川県）
- (左下)三方五湖（福井県）
- (右下)浄瑠璃寺（京都府）

題字デザイン◆桑山弥三郎

都道府県のページ

文化庁だより

名勝の保存と

新しい時代の活用

てい談

吉川 需
井手 久登
安原 啓示
(司会)



安原 本日は吉川先生ならびに井手先生、お忙しい中を、お集まりいただき大変感謝しております。吉川先生は、長く文化財保護行政特に名勝の保存に努めてこられたご経験がおります。また、井手先生は、大学において造園学の研究と教育という面でご活躍になっておられるわけで、お二人から名勝の保存と、それから一般の方々への活用という点で、

それぞれ専門の立場からお話を伺えればありがたいと思います。
最初に戦後早くから文化財保護行政に携わってこられた吉川先生から伺いたいと思います。

☆文化財保護法成立のこと

吉川 文化財保護法は昭和二十五年の五月三十日にできました。旧法(史蹟名勝天然紀念物保存法)で指定になったものを、文化財保護法の指定物件として、どういうふうに分列するかということをご皆さんと考えて、史蹟名勝天然紀念物指定目録を作ったわけです。僕は大学から文化財保護委員会に来たのは昭和二十六年ですけども、早速新法による名勝の指定がその六月九日に始まりました。五月十日に指定基準が告示されたばかりでした。戦前から戦後まで引き継がれてきたものの中には、戦災に遭ったもの、ひどく壊れているものが、むろんたくさんあったんです。そういうものの整理がありました。その中には、文化財保護法の主旨にそぐわなくなっているようなものが出てきましたので、そのようなものを処理するということが一つありました。

その前に新法で国宝の指定が改めて行われたのと軌を一にして、特別史跡名勝天然紀念物の指定が始まりました。それは翌二十七年の

三月からでした。これは文化財指定の水準を高めるためのものでした。また旧法には第二類つまり地方的な文化財という種類があったんです。文化財保護法でそれがなくなりましたので、それは解除しなければならぬわけですから、できるだけ都道府県の文化財保護の条例が整うにしがたって、こちらへ引き取ってもらいたいということがありました。そんな戦後処理と文化財保護法の発足の時の状況があるんですが、なにしろ僕一人で、何にもできなかったというところが多いんですけども、調査もしないで大物を指定するようなことがありました。びつくりしたのは仮指名勝だった富士山を本指定しろといわれたことです。国立公園法のやり方を聞きに行こうと思つたら、われわれは独自の権限を持っているんだから、人のいうことを聞いちゃいけないと上司に言われた。僕はおかしかったですけど、そういうものかと思つてとにかくやみくもに原案を作った。

☆自然公園の保護と活用

安原 今、吉川先生のお話の中で国立公園といふことが出てくるわけですが、自然公園のほうにもご造詣の深い井手先生に、国立公園を代表するような自然公園と文化庁がやっております名勝について、お話いただければ

と思います。

井手 その前に今の吉川先生のお話で、いくつか感じたことを含めながらよろしいでしょうか。一つは、先ほど第二類という地方的なものがあつて、それが自治体のほうへ移行したというお話がありましたけど、文化財指定の今までの流れを見てきて思うのは、国家的な価値のもの、あるいは国威発揚になるものとか、国民的な尊敬を集めるようなものが、常に中心になつていた。だから富士山もそうなんだろうと思つてます。郷土的なもの、地方的なもの、あるいは地域社会の精神的なシンボルになるようなものとかは、どうもかつての第二類としてはあつたのかもしれないんですけど、それを地方に任せてしまつたために、案外指定から抜けているというふうなことを、印象として持つんですね。地方的文化財として必ずしも指定がされていまいという気がします。

それから、特に地域的な人たちの拠り所になるようなものは、ドイツなんかだと郷土保護という言葉で、それを拾い上げて、郷土の自然的、歴史的な固有性を大事にするというのが、保護の重要な要件になつてるわけですが、日本の場合は、自然的、歴史的固有性という問題とちよつと違うところで指定がされてきているんじゃないか。そんな印象をちよつと

持ちました。

もう一つは、保護とか保存ということだけじゃなくて、ドイツの旧自然保護法では、育成ということが最初に出てくるんです。ただ保護してただけでは悪くなつていつちやう。だからよくしなくちゃいかん。育てなきゃいかんというのが、大事だと思つてます。

ところでご質問のことなんですけど、名勝の中には自然公園のほうと、ダブつて指定されているのがある。ただ、文化財としての指定は、比較的個別というか、面積が小さくて単体という用語があるかもしれないんですけど、そういうもので、しかもそれは主として保護、保存の対象として指定されていたと言えるんじゃないか。自然公園のほうは昭和六年の国立公園法の時には保健、休養、教化を目的とした、いわば文化的使命が第一の理由に挙がつています。二番目としては、観光利用ということ、利用者がお金を落とすとして、その地域に対して経済的な効果を及ぼす。三番目に初めて自然の保護ということをやつたっている。それも将来の国土修景に役に立つために、今あまり無秩序な開発をしないようにということが目的でした。そうするとかなりダブつて指定されているにもかかわらず、その意味内容は同じ対象でありながら、国立公園としての指定とは相当違うという気がするんです



日本庭園協会理事長
吉川 隆

ね。一言で言うとなら自然公園のほうは保護と同時、それを利用するということが非常に強い。利用というのは対象物を、人間に都合がよいように使用する。文化財のほうは、保護保存が中心であった。最近活用という言葉を使い出しましたが、活用というのはその文化財の本来持つる価値を生かしていくということだろうと思うんですね。だから文化財の側からみた発想だろう。そういう意味でも自然公園のほうでの保護と利用と、文化財の保護、保存と活用というのは違うんじゃないか。そんな気がしますがね。

☆名勝の指定

安原 いわゆる名勝の指定というのは、指定の基準がありまして、総括して風致、景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いものとしております。そのあとに十一項目にわたってジャンルを分けております。十一

わけてございます。

庭園が一番のご専門の吉川先生、庭園の管理ということについてお話しただければと思います。

吉川 指定基準の中には、日本庭園というのが明治までの作品なのか江戸時代までのものか、限界があるはずなんですけど、それは何にも示されてないんです。日本庭園の伝統的な作庭技術の裏付けを保つてきているものから選ぶ、ということになってくるわけなんです。古い時代に作られて、それが現在までも形を十分に保って美しく見られるということが、条件の一つとしてある。それが名勝だと思わなくても、古く作られてまだその形が十分に残っている名勝というのは、史跡としての意義がそこに出てくるわけなんです。安原 管理についてはどうでしょうか。吉川 管理というのは要するに変わらないように残しとけばいいんです。



東京大学教授
井手 久登

項目に展望地点という、ほかのジャンルに比べると珍しい言葉を使った基準があります。吉川先生、この展望地点ということからお話しただけだとは思いますが。吉川 史蹟名勝天然記念物保存法では保存要目と書いていた指定基準を、文化財保護法に移る時の過渡的な時代に一つ減らして十一項目にしたんです。

十一項目に残った「展望地点」というのは、旧法の「保存要目」では「著名なる風景を眺め得る特殊の地点」ということになっていたんです。著名なる風景という客体はつきりしててでしょう。

井手 指定基準を見たときには展望地点そのものが非常に意味があつて有名な場所、物見遊山の場所ととれますね。だけど、実際には著名な風景を見るほうの場所であつて、極端に言えば、そこは必ずしも著名でなくてもいいわけですか。著名な景色を見る地点とする、三保の松原とかも富士山に対しての展望地点ということになるんですか。吉川 なつていますよ。日本平も展望地点として指定されている。

安原 それから雙ヶ岡は伝統的な古い京都の町並みを見るのに非常にいい伝統的な場所だという名勝になってます。井手 雙ヶ岡は市街地を見るわけですね。だ



文化庁記念物課
主任文化財調査官
安原 啓示

安原 ただ、庭園は変わっていくわけでしょう。

吉川 いや、変わらないようにする。好ましくない変化はこれを痛める。変わるものの代表は木でしょう、大体ね。水も動きますけども、大体木だと思えますね。

安原 やはり寿命のある樹木ですから、当然植え替えということが必然的になりますね。吉川 そうですね。それはただけあまり気にしないほうがいいと思うんですけどね。樹木にもその庭園が持つる時代色とか地方色が伝えられています。

☆庭園管理技術の保存と継承

安原 今の特に庭園樹木のことなんですけど、剪定とか松の芽摘みですか、そういう庭園樹木をある一定の姿に維持していくための技術がそこに入ってくる。井手先生、そういう技術の保存ということ、今、文化庁でも積

けど市街地は変わりますね。また自然風景じゃない。

吉川 ですから展望地点というのは、本来は展望地点だけで指定できるものじゃない。

井手 そうなんです。指定基準はいくつか複合的に重なるもので、史跡と名勝、天然記念物の間も、いくつかの基準で複合的に指定されているのが、結構ある。名勝の中だけでも、いくつか組み合わせで意味が出てくる。それ一つだけだと意味がないけど、二つ三つと組み合わせると条件として非常にいいというものは、具体的にありませんか。吉川 それはいろいろありますよ。

井手 「合わせて一本」ですね。(笑)

☆庭園の維持と管理

安原 今までお話ししていたのは、主として自然的な名勝ということでしたが、このへんで庭園のほうに話を移していきたいと思えます。庭園は木造建築とともに日本の文化を代表する選手の一人だと思ってるわけでございます。ただ、庭園は建築と違って、生長し続けるまた枯死していくという樹木なり草なりを含めた作品ですので、当然ながら植物の生長とともに庭の景観が異なつてきます。また、一定の景観を維持しようと思つて、それに対する適正な管理が必要だと思つて

極的に始めなければいかんという動きがあるわけですが、庭園の管理技術の保存なり継承といった点はどうでしょうか。

井手 一つは日本の庭園の持つている特徴に根ざすという部分があると思うんですね。例えば、西洋庭園と比べてみて、西洋の庭園の場合はある程度、姿、形が決まってるから、素人がマニュアル的にやれば済む。むしろ植物そのものには、それほど個性を持たさないで、全体の庭園を形として維持していく。ですから、そのために管理技術者にはそれほど高度な技量は必要でなくても済む。日本の場合には、そこにもう一つ別の特徴がある。例えば、クナードが日本庭園の特徴をいくつか挙げてますけれども、境界ですね。生け垣というものに非常にデザイン的な意味がある。あるいは色彩やなんかは非常に控えめに、むしろパツクを生かすために前に植えている。あるいは花とかは使わないで、むしろ木と木との組み合わせ、コンビネーションの良さで特色を出してる。そういうふうな西洋と異なるデザイン手法が使われている。その精神を生かし、かつ植物の性質に見合った管理をしないといけないというところに、日本庭園の管理の難しさもある。そうすると吉川先生が言われたみたいに植え替えなければならぬ。植え替えても五年とか十年経たないと本



来の姿にならない。また生き物であるし、それが庭の本来のデザインと関係なしに生長する。したがって維持管理が必要になってくる。伝統庭園の管理のためには日本庭園史の専門家であり、なおかつ管理者でなければいけない。かなり教養、知識のある管理者を養成しなければならぬ。建築のほうの宮大工のように、特に名勝の庭園の技術者を育てる必要があると思うんですね。

吉川 植栽の管理が一番難しいというんですけど、指定になつて庭は古代の庭から現代の庭まであるから、その管理技術もそれぞれの時代的背景を持たねばならない。今の庭師が持つてくる技術は、大体江戸時代中期以後に成立したものです。庭園の樹木は建物や石とは異なる管理手法によって維持されなければいけないという感じがしますね。

井手 最初に指定した時に植栽やなんかどういふ姿になつていたかということは、資料が残つてないから非常に難しいし、特定しにくいですね。

吉川 指定した時に必ずしもいい状態だったとは限りませんね。

井手 そうですね。そうなると当然あとでこの庭にふさわしいような植栽の姿で維持するということ、いわば美意識が要求されますよね。それは必ずしも当初その庭ができた時の姿と

は同じではないかもしれないけれど、僕はその中でもいいと思うんですね。庭ができた時にイコールじゃなくても、その時代における美意識でもって、よりふさわしい状態を想定して、それで管理していく。そういうやり方があり得るんだと思うんですね。

吉川 現在指定されている庭でも樹木を非常に造形的に扱つてるところもありますね。奈良の慈光院の庭園とか高梁の頼久寺とかの刈り込みはその一例ですね。ちょっとおかしい形をしているけども、あれはあれで鑑賞すべきものなんですけど、ああいうのは最初の作庭者の作品そのものだとしたら底考えられないですね。永年の管理の過程で出来上がったものだと思います。

井手 今いろいろな所で復元、整備が行われているのに、これは苦言みたいなことになつてしまふけど、どこでもみんなつじを植えて、なんか金太郎飴みたいな整備が行われている。それこそその地域なりの特色がない。もう少しその地域にふさわしい植物なりがあつたほうがいい。

吉川 それは一つは全体にそうだけど、指定して、これをあとどういふふう管理しろということとは、何にも示されてない。今までやってきていい庭になつているんだから、そのとおり今後もやれということなんでしようね。

は適用しないとかですね。そういうところから手を付けて、少しでも高い建物が建たないようにするのも、一つの方法ではないかという気がします。

もう一つは、例えば、イギリスで大変盛んになってきている住民の活動ですね。シビック・トラストとか、そのほかの環境保全団体の動きですね。日本もそれをずいぶん真似して新しい動きが出てきましたけども、そういう環境保全運動の人たちの動きも、やはり僕は味方に付けるということだと思ふんですね。文化財を取り巻く環境を一体的に保護しようという気持ち、まわりの人たちがみんな持つという運動が、片方では必要だという気がしますけどね。

吉川 庭園にもいろいろあるから、なかなか難しい話だと思いますけどね。近い例では向島百花園のビルの建築なんかね。あれは住民運動が強く起こつて、東京都がお金を出してその土地を買いましたね。

☆これからの日本庭園の方向

安原 やはり、両方からの動きが必要だということをごさいますよね。いいお話を伺つてゐるんですが、非常に難しい問題なので、次に少し明るい方向に話を持っていきたいと思

☆天然記念物をどうやって守っていくか

安原 名勝だけでなく史跡も含めて、今の動きは実際に土地を持つておられる人たちの対話から始まるわけですね。境も含めてね。ですから最近では持つておられる方々が、保存をしたあとどうなるのかと非常に大きな関心と質問をわれわれに当ててきますのですね。最近では特にそういったことで、指定をしようという時には、どういふふうにしよというのを、事前に定めようという動きが目立っておりますので、少しずつよくなっていくんじゃないかと思うんです。

それから名勝という一つの限られた範囲に文化財があるわけですが、最近の悩みの一つに保存する範囲に隣接あるいは近接している所の景観が、非常に大きく変化していく。特に大都市における建物の高層化、密集化といったことで、東京なり京都なりで庭園の周辺の景観の大きな変貌ですね。これについては今直接的な手が文化庁側でなかなか見出せないんですけど、これから次第に大きくなっていく問題だろうと思うわけです。これは大変難しいことなんですけど、このへんは都市計画のほうにもお詳しい井手先生から、伺いたいと思ふんですね。

井手 基本的には景観規制という法的な規制うんですね。先年の文化白書でも、例えば、庭園については今後風土の違いなどに根ざした各地方の特色を示してものとか、最近非常に多く全国に行われている開発に伴う発掘調査なんかで、今まで全然わからなかった庭園の跡が発見される例も非常に増えているわけですね。明治時代を含めていわゆる近代の庭園を、どういふふうに取り上げていくかということを検討していくべきだ、というふうになつてい

ています。そのためには全国的にまだ庭園についての調査研究の蓄積ということもございまして、これからの展望というんですか、庭園に限らずでも結構なんですけど、お二方から、少し明るい見通しも含めてお話し願えればと思ふんですけど、吉川先生、どうでしょうか。吉川 明るい見通しはないんじゃないでしょうかねえ。(笑)伝統的日本庭園を作つていくマーケットがこれからもまだあるかどうかですね。あるとすれば今までの庭と全然違うと思う。今までののは大体支配階級の接遇の施設ですよ。

安原 それはこれから先の新しい文化を示す要素となり得るものであれば、既成の庭園の概念から外れてくるということはあり得るだろうと思ふんですけどね。

かの方等を含めて、井手先生はどういうふうにお考えでしょうか。

井手 先ほどの話ですが、指定基準の中にはその基準を十分生かし切つてないものもあるかもしれない。いろいろ探すと池を取り巻くものとか、あるいは富士山みたくでなくても、その地域のランドマークというような格好のものとか、あるいは史跡のほうでは入つてますけど、城跡みたいなところは展望地点として非常に大事なものです。かつてはみんなそこから眺めてた。そういうふうに見れば史跡と同時に展望地点として逆に捉えてもいいかもしれない。

名所的な意味でいえば都名所図会とか江戸名所図会とかに出てくるところを拾つていく。あるいは文学作品とか詩歌で有名なものとかいろいろですね。どうも今のところ庭園とか公園とかに名勝の指定が多く行つてるけど、それ以外のところをもっと活用することが必要ですね。

☆地域に似合った名勝づくりを

安原 大変いいお話だと思います。特に最近、いわゆるまちづくり、むらづくりということ、で全国の町や村が何か自分の所の特色を出した行き方を模索して、やろうとしてるわけですね。必ずそういう時に名所的な所とか由緒

のある所とか、今本当に見直そうという動きが起つておりますし、これからも起きていくんじゃないか。したがって、われわれとしても何も国で指定することだけに限るわけではございませんので、当然、都道府県なり町村が指定等で、その保存と活用を図っていくという動きを指導していく立場にありまして、文化の全国的な広がりの中で捉えていきたいと思っております。

吉川 二類というのはマイナーじゃなくてローカルなものという意味で強い個性があるということなんです。でも都市の文化財庭園はすべて段々まわりから浮き上がってきているんです。まわりはどんどん都市化しますし、庭園の環境を助けるような建築美というものも

何にもないわけですよ。そういうものとの齟齬ですね。合わないんですね。合わないことが文化財なんです。まわりがうんと変わっちゃったけど、そこだけが際立つて残っているということね。それは一つの考えなければいけない点だと思ふんです。

井手 今のところと違ふことになるかもしれないんですけど、これからということも考えると、新しいスタイルの名勝づくりということもあり得るんじゃないか。ぴたつとした例が思い浮かびませんが、例えば、この前、朝倉へ行った時に、あそこは山からお城から庭

園から一般の住宅から、住居跡から生産の場も含めて、非常に小ぢんまりして全部うまくまとまっていますよね。ですから個別の指定もさることながら、全体として一つの新しい特定の復元まちづくりをする。その中でお祭りみたいなものまで含めて総合的な地域の復元みたいなものまでやる。史跡名勝も全部含めてですね。あればいい場所ですよ。全体が名勝じゃないかということですね。

吉川 ひとまとまりのいわゆるヒストリック・ランドスケープということだね。ランドスケープって別に名勝でもないけども、史跡でも天然記念物でも建造物でもランドスケープとして見るという見方は必要だと思うんですよ。

安原 特に一乗谷の朝倉氏の遺跡はまとまりのよさということで非常に顕著な例なんです。特にこれは全体としては史跡で保存するということになつてるんですけど、史跡自体も最近では失われた建物の復元を含めて景観的にどうまとめていくかということが、保存の中で非常に大きなことになつてきておりますので、今のは非常に面白いお話だと思います。

お二人から将来へ向けての貴重なご助言をいただいたところで、終わりにさせていただきますと思います。先生方、どうもありがとうございます。

名勝庭園の 伝統美の今日性

(社)日本庭園協会常務理事 龍居竹之介



日本の庭は世界的にも高い評価を得ている。それは独特な自然表現が、あたかも人間の内面にまで切り込んでいっているような点と、技術の面で芸術というに近いまで高揚されたりしているからだといつて過言ではない。

ところで、このような評価を得ている庭とは、そのほとんどが名勝に指定された、文化財としての価値を認められている庭だと考えてよい。そしてまた、その多くは観光資源として価値高く見られているものばかりである。つまり、我々の周囲に見られる、ごく一般的な住宅の庭、または公園と呼ぶ市民のための公共的な庭とは、別世界のものという感じである。もちろん、優秀であったり、歴史的に価値があることが認められての名勝庭園であれば、我々の身の辺の庭とは違つて当然ではあろう。

ところが、よく考えてみれば、庭というのは、竣工当初から同じ顔を持ち続けている

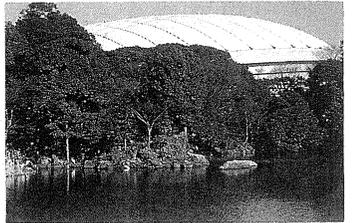
とは限らない。それどころか竣工の時期一つにしても、完全に把握することは困難である。このことは我々の周囲の庭について考えてもすぐに分かることであろう。完成したと思つた瞬間にどうも面白くなくて改造してしまつたり、家族構成の変動にともなう趣味の変化によつて年々その姿を変えてしまつたりは日常茶飯事ではないか。

さて、こうしたことから考えられるのは、あくまでも庭の姿は、それに携わる人の力によつて変化して行くという事実である。これはひどく当たり前のように思われるが、実際には最もなおざりにされている問題である。名勝庭園も公園も、我々の住宅の庭も、それは全く同様なのである。名勝庭園が歴史上、美術上優れたものであることはいうまでもないが、名勝として指定され、保護の対象となつたときは、まず現状の保存が原則となる。そして庭の景観を損傷しないように管理する

ことも要求される。つまりその庭の過去の変遷についても考慮に入れながら、なおかつ指定当時の現代人の目で価値を見出し、そのときの形で継承しようとしているのである。すると、指定関係者なる人間と、その見解に従つて庭の形を定着、継承して行く技術者という人間によつて、名勝庭園のバックボーンは再構成されているといつてもよからう。つまり、名勝庭園の伝統美は過去の庭園遺産を、各時代の専門技術者が、非常な苦心によつて継承して今日に至らしめたもので、ある意味では創建当初以上に困難と立ち向かいながらの作業を展開、継続しているのである。

人ということだけを考えるならば、少なくとも、名勝庭園もその他の一般の庭や公園も同じように整備され、維持管理がなされているわけである。そしてその事実を、むしろ名勝庭園の伝統美が広く生かされやすいことを意味しているのである。

それではどのように生かして行くかであるが、具体的にいうならば「地割」の面白さの活用があげられる。古庭園の保存では石組、地割などの基本的な形態を変更しないことが重視されており、その点からも地割が日本の庭の大事な要素であることが知られよう。大面積の古庭園、たとえば桂離宮庭園、小石川後楽園、栗林公園などの地割は、そのまま公



(上)小石川後楽園(東京)
大地泉を中心とした巧みな地割もよい参考になる。背後は東京ドーム。
(左)表千家露地(京都)
茶の湯のための庭は、住宅の庭の資料としやすい。



園計画の上で参考となろうし、茶の湯を楽しむための狭い空間である露地の地割は、住宅の庭をつくる上で適当な資料となるはずである。これらのことは既に行われてもいるが、現実にはそのような感じを受けるものが少ないことも確かである。

これは活用しようとする態度と実際の仕事の成果が、なかなか一致しないことに由来しよう。たとえば公園に古庭園の地割を生かすとしても、基本となる日本式の庭の知識より、

外国の造園設計技法の知識に傾き過ぎた人が計画すれば、自ずと古庭園の地割が見せた味は欠落してしまうのである。一方、露地にしても古庭園の露地のつくりの本質を呑み込めぬまま、自身の修業体験の技術範囲内で事を処理してしまう作庭技術者が、地割だけを模倣してもまた同じく、その雰囲気において似て非なるものが生まれること、当然である。現代の庭に名勝庭園の味が垣間見られることの少ない理由は、このようにつくる人の側に多くの課題があるわけだ。公園などいわゆる公共の庭には、日本式の庭の作庭技術者の参加は極めて少ない。仮に参加したとしても、部分的に下請けのような形で技術を切り売りよろしく提供するくらいであって、基本計画の段階でスタッフに加わるなど稀有である。これでは名勝庭園の持つ地割の面白さを現代に生かすことはとても困難であろう。かつてのムードを活用するには、むしろ日本式の庭についての専門技術者を登用するしかないのである。

また一般の住宅の庭の場合もそうであって、古庭園の表面的な模倣が多すぎるばかりに「進歩がない」と批判を受け、「日本の庭は古庭園しか価値がない」とまでいきる人を生むことになっていく。これなど名勝庭園を中心とした古庭園の持つ味、技術などをきちんと

名勝と名所

— 若干の検討課題 —

文化庁記念物課文化財調査官 加藤允彦



最初に名勝について簡単に説明すれば、我が国を代表する自然や歴史的遺産を記念物として永く後世に伝えようとする立場から、文化財保護法に文化財としての「記念物」が加えられており、その「記念物」の一つとして名勝があるということであり、史跡名勝天然記念物指定基準には「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景觀の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの」「人文的なものにおいては芸術的あるいは学術的価値の高いもの」と規定されている。

即ち、便宜的に自然名勝・人工名勝と呼びわける二つのグループがあつて、概ね、自然的なものは山岳・河川・海浜など自然景觀そのものを指定した名勝で、人文的なのは庭園・公園・橋梁などの人為的ものを指定した名勝である。『我が国の文化と文化行政』(文化庁・昭和六三年)に「自然を主体とする名

勝の指定は(中略)今後、古来詩歌に詠まれるなど由緒あるものを更に調査し、取り上げることも考えられる」として、歌枕や名所を名勝として指定することの調査検討を課題としている。

庭園に携わるものがまず思い起こすのは『作庭記』である。その最初に「国々の名所を思ひめぐらして、おもしろき所々を、我がものになして、おほ姿を、そのところになすらへて、やわらけたつべき也。」とある。これに関連して、『無明抄』に「名所をとるに故実あり、国々の歌枕かずも知らずおほかれど、その歌の姿にしたがひて、よむべき所のある也」とへば、山水を作るに、池をほり水をまかすべき地には、山をつき眺望をなすごとく、その所の名によりて歌のすがたをかざるべし、もし歌の姿と名所と、かけあはずなりぬればいみじき風情あれど、やぶれてきこゆる也」

と学び取っていないせいである。これもその点をマスターしてさえいれば、現代の人たちが、古典に憧れ、そして望むところは何かをつかみ、再生化が果たせるはずなのだ。したがって、このような人たちが、名勝庭園などを通じて伝承されてきた古典的な技術を研究し、受け継ぐことに力を尽くすことが、現代にフィットした古典味ある日本の庭を生むことになるのだと考えられる。そしてそれは同時に名勝庭園の伝えてきた日本の庭の美しさを、次代につなぐ人をつくることにもなる。さらには、このようにして育った技術者を積極的に公共の庭づくりにも参加させる気運を生むような、行政側の姿勢も必要であると思われる。いずれにしても名勝庭園の伝統を受け継ぎ、それに今日性を持たす上で、日本の庭園技術者が担う責務は実に大だといわねばならない。

なにはともあれ、名勝庭園の持つ伝統美は決して現代人と遊離したものであつてはならない。名勝庭園と現代の庭とは全く別物であるとするより、日本人の心に響きを与えるという基本的な面では同様であつて、その差は時の流れと、刻まれた歴史の重みの違いにあると考えたほうが、我々と名勝庭園、あるいは身近な庭がもつと親しさを増してくるよう思えるのである。

と述べられている。ここでは、名所を介して歌学と作庭の世界が融通しあつていくことが知られる。ただ、この両者の名所が全く同じ概念で使われているかどうかは検討の余地がある。『作庭記』には、生得の山水、即ち自然の風景の素晴らしい所はこうであろうかと思ひめぐらして作庭せよとも述べている。この場合、名所は一般的な、自然風景の名の知られた所とすることも可能である。

一方歌枕に関する考察においては最初『源氏物語』『能因歌枕』などで「地名を含めた歌言葉一般」として歌枕があり、その後の『五代集歌枕』や『八雲御抄』などの歌学書では「名所」や「国々所々名」としても表現されていて、歌枕と名所の差はあまりないようにも思われる。この場合の名所を歌に詠まれた地名とすれば、全ての名所が歌枕となるわけではない。万葉集に詠まれていたか、勅選和歌集に入集している地名でなければならぬということ、その多くが大管會歌であり、また宗教的の心性を持った歌であることが指摘されている。歌枕は最初に詠まれた歌の雰囲気ははずれることがなく、その後の歌や王朝文学、例えば『伊勢物語』や『源氏物語』によって豊かなイメージを付与された地名である。即ち、歌枕は固有の情緒になつた、勅選集に入集した地名で、文学上の地名である

ということになる。文学上の地名である故に、実在しなくなった地名も歌枕となり得るということになる。また、歌枕のイメージも時代と共に変化する。例えば吉野は万葉の時代には桜は詠まれていない。時代が降ると吉野は雪であり桜の心象が含まれ、更には雪は消えて吉野といえは桜を意味するようになる。また、万葉の時代は大和・山城を中心に限られた地域にのみ歌枕は存在していたが、交通路の整備・旅の機会の増大は当然歌に詠まれる土地も拡がり、古い時代に詠まれた地名が幹線通路の変化により歌に詠まれることが少なくなつて新たな土地が歌枕として登場することも多い。このような変遷を経ながらも八代集を中心に入集したある地名が歌枕として固定するのは『名所方角抄』を著した宗祇の頃であろうとされ、その数は約二千ヶ所と言われている。(『歌枕』奥村恒哉)

歌枕自身が歴史の所産であるが、その多くは土地の自然的風景を詠んだ地名が固有の情緒を負って自立した文学上の名である。しかし、歌枕の中にはその文学性以上に歴史的内容に注目すべきものがある。八木憲知男の『歌枕の探求』には「まがねふく吉備の中山」に関する考察があり、この歌は天長十年の大嘗会の主基國であつた備中国から献ぜられたものであるが、吉備の中山は本来備中国には存

在せず美作國に所在したことが述べられている。そして「まがねふく」は吉備の単なる枕詞ではなく、中山の地において八世紀初頭に勢力の交替があつたこと、それは鉄の生産地を求めたものであつて、そこに中山神が鎮座したこと、タカラに関する遺跡があること、などが述べられている。しかし、備中国が大嘗会歌を奏してから次第に美作の中山が忘れられて幻の地名へと変化してゆき、「まがねふく吉備」の中山が備中国に求められるようになった経過を論じている。事の真偽は別として、歌枕が単に名所としての代表的な自然風景を有する土地を表わしているだけでないことを示している。

江戸時代に入り、多くの地誌類とともに名所記の類も刑行されるようになる。また江戸中期になると『都名所図会』のように絵図を入れて名所を案内するものも表われる。この頃になると名所は人々が多く集まる名の知れた所の意味になり、古来の「なごころ」から「めいしよ」へと変化する。ただ、こうした人々の集まる名所は既に平安時代から始まっているという指摘もある。

今後 保護の対象として考えるべき古来詩歌に詠まれるなど由緒あるものをどう捉えるのか、どの範囲まで含むのか重要な検討課題の一つである。

.....
名所としての風景地は、その土地の地形的な基盤・気候風土とそれに根ざす生活のありよう、営々と積み重ねられた歴史を含んだものとしてその地域の地域らしきを無言のうちに表示しており、又地域の精神文化の中核となるものでもある。全国各地で均質化した開発が進む中で少なくとも名所を中心とした地域性のある風景地を保存することは、それらの段階において検討されるべきであり、更に、構想段階のみでなく、整備手法においても地域特性を尊重した発想を取り入れる必要がある。現代の名所とも言える「哲学の小径」が整備されたことによつて多くの人が散歩するようになったが、その本来の雰囲気を守つたようにも思われる。

これまでに指定された名勝地の保存だけでも困難な状況である。まして名所的なものの保存となるとあまりにも問題は大きい。しかし何等の手段を構することなく、各地における歴史的由緒を持つた名所が消滅してゆくことを放置しておくことはできないであろう。地域が持つていた豊かな歴史が何げない風景の中に込められている筈である。

編集後記

昨今、地域開発と景観の保全のどちらを優先させるか、また、その両立は可能かといった問題が、全国各地で議論されている。

文化財保護法にいう「名勝」に限らず、美しい景色、景観は、それを眺めることにより、人々に心の安らぎを与えるとともに、その地域の人々の生活に密着して地域の特色を形作ってきたものであり、これを保全し後世に伝えていくことは我々の責務であると言えよう。

経済的効率を追求するあまり、世界に誇るべき我が国の景観を破壊してしまうとすれば、文化国家としてあまりにも寂しいことである。(S)

「文化庁月報」二月号

(通巻第二六九号)

平成3年2月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 千代田区新富町4丁目4番12号

電話 (03) 3368-1241(代表)

振替口座 東京 91162番

印刷所 (株)行政学会印刷所

定期購読のお申し込み

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価一九〇円(本体一八四円)(送料四六円)年間購読料二、二八〇円(税込・送料共)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係
☎ (03) 3269-4145 (ダイヤルイン)

お詫び

一月号のインタビュアーで、インタビュアーの名前に誤りがありました。正しくは高田都那子さんです。お詫びして訂正いたします。

●本誌は、文化庁の編集により発行しておりますが、掲載文は、あくまで個人の責任において、自由に書くことを建前としておりません。したがって本誌の見解は、文化庁の見解ではありません。